

ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会(第11回)における事業者等への質問・意見及びそれに対する回答

質問・意見	回答
<p>【大谷構成員からの質問】 →右2社            契約数とエンドユーザ数が一致していると回答した事業者について、NTTとオプテージからは契約数とエンドユーザ数が一致しない場合があるとの回答があるが、この場合、契約者を1とカウントすることを不公平だと感じるか。</p>	<p>【KDDI様の回答】            契約者を1カウントとすることで問題はないと考えます。            例えば、実際の利用者をエンドユーザと定義する場合、NTT殿・オプテージ殿が例示したWi-Fiで複数人が利用するような事例は、現行の固定電話のユニバーサルサービス制度においても、1つの固定電話(電気通信番号)を世帯の複数人で利用する場合があることから、そのこと自体が制度上の大きな問題とはなっていないと考えております。</p> <p>また、NTT殿が例示したマンションインターネット事業者にサービスを提供し、当該事業者がマンション各世帯へブロードバンドサービスを提供する事例は、当該事業者がエンドユーザに対するブロードバンドサービスの提供事業者となるため、当該事業者が契約数をカウントし、報告すれば問題はないと考えます。</p> <p>【ソフトバンク様の回答】            ご質問の「エンドユーザ数」は「エンドユーザとの契約数」との前提で回答します。</p> <p>事業者の受益の多寡はエンドユーザ数に基づくものと考えられ、基本的には契約数とエンドユーザ数が一致する形でのカウントを追求すべきと考えます。</p>